

「信号機設置の指針」について

「信号機の設置」について

福島県警察では、信号機の設置に当たっては、警察庁が示した

「信号機設置の指針」

に基づき検討し、真に必要な場所に信号機を設置しています。

「信号機設置の指針」では、信号機を設置する場合は

「5つの必要条件に該当」かつ「4つの択一条件のいずれかに該当」
するものとしています。

これらは、**設置場所選考の基準**であり

「信号機設置の指針」に合致すれば**必ず信号機が設置される**というものではありません。

「信号機設置の指針」に合致した ≠ 信号機設置

信号機の廃止、撤去について

既設の信号機についても「信号機設置の指針」に基づき、

「信号機の設置の条件に該当しなくなったもの」

「一灯点滅式信号機、その他の常に灯火の点滅を行っている信号機で一時停止
の交通規制・その他の対策により代替が可能なもの」

は、地元住民等に説明を行い、理解を得て、信号機を廃止・撤去しています。

なお、廃止・撤去に当たっては、「止まれ」の文字を強調する路面表示や交差点のカラー化を道路管理者に依頼するなどの代替策を検討し、交通事故防止を図っています。

近接しており渋滞の要因となっている信号機、学校の統廃合・バイパスの開通により必要性の低下した信号機については、廃止に向けた検討を行ってまいります。

代替策（例）

